

中小企業等 外国出願支援事業

県内中小企業の
外国への特許、意匠登録、商標登録の出願を支援します！

応募資格

愛媛県内に本社を置く中小企業者※又は中小企業者で構成されるグループであること。

(※中小企業支援法(平成11年法律第18号2条第1項第1号から第3号)に規定する者)

応募時に、既に特許、意匠、商標を日本国特許庁に出願しており、採択後から平成30年12月末日までに、外国特許庁へ同内容の出願を予定していること。

補助対象となる経費

- ・外国特許庁への出願手数料
- ・現地代理人費用
- ・国内代理人費用
- ・翻訳費用

ただし、交付決定から外国特許庁への出願までに発生した経費のみが対象となります。

※対象とならない費用

国内出願費用、PCT出願のうち国際段階の手数料、先行技術調査に係る費用、国際商標登録出願の日本国官庁手数料など

補助率・上限額

補助率:補助対象経費の1/2以内

上限額:1企業当たり200万円(複数の場合)

案件毎 特許150万円、意匠・実用新案・商標登録は60万円

冒認対策商標は30万円

えひめ産業振興財団 産業振興部 産業振興課

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337-1 (担当:白形・新谷・中矢)

TEL 089-960-1136 FAX 089-960-1105

URL <http://www.ehime-iinet.or.jp>

選定条件

選定委員会において、下記の条件について検討を行い、交付先を決定します。

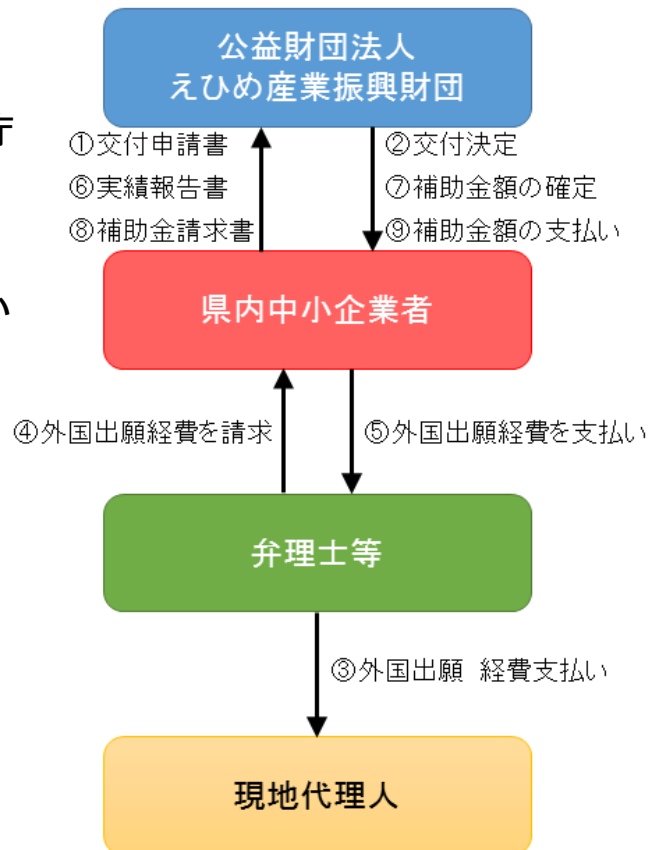
- (1) 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること。
- (3) 冒認対策商標出願に関しては、助成を希望する商標の外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者であること。
- (4) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (5) 国及び理事長等が行う補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者であること。

なお、選定委員会は、10月下旬に開催する予定です。

契約

交付決定後、中小企業者、えひめ産業振興財団の契約を行った後、外国特許庁への出願手続きを行って頂きます。出願後、完了報告書を提出して頂き、補助額を決定します。

その後、当財団から補助金の払いを行います。



募集期間

10月1日～10月15日

応募方法

ホームページから[応募要領](#)を確認して[申請書](#)を当財団まで郵送又は持参してください。

※なお、採択された場合は企業名・所在地等について公表しますので、予めご了承ください。